

団体総合生活保険

あんしんメディカル(医療補償)

がん補償

介護補償

傷害補償

個人賠償責任

「あんしんメディカル」は、大阪市職員互助会を団体契約者とする団体総合生活保険(医療補償)のペットネームです。

主な変更点



傷害補償

- 1 熱中症が補償対象になります 詳細 P12
- 2 通院保険金支払限度日数が変更(90日→30日)になります 詳細 P12



医療補償、がん補償、傷害補償

- 3 保険料が改定になります 詳細 P6、P8、P12

※詳細はパンフレット内容をご確認ください。



「ソナエちゃん」

ソナエの助っ人
「相棒・マル」

団体割引
30%
適用

一斉募集期間▶2025年9月16日(火)～10月3日(金)申込締切
保険期間▶2026年1月1日午後4時～2027年1月1日午後4時
保険料引落日▶2026年3月27日(金)

**加入内容の変更は一斉募集時のみです! (年1回)**

制度の内容

※ご家族が加入する場合は、退職者ご本人が傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償のいずれかに加入いただく必要があります。

※夫婦・親子ともに退職者の場合は、それぞれ退職者として加入し、家族はいずれか一方に加入してください。

1 加入資格 (加入できる方・ 保険の対象となる方)

保険の種類	加入できる方*1	保険の対象となる方
あんしんメディカル がん補償 介護補償 傷害補償	退職者 退職者の配偶者*2*3 退職者の実子*3 退職者の父または母*3 退職者の同居*7の親族*5	加入された本人のみが保険の対象となります
個人賠償責任補償特約*6 (オプション) 弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等) (オプション)	退職者	退職者 退職者の配偶者*2 退職者または退職者の配偶者の同居*7の親族*5 退職者または退職者の配偶者の別居の未婚の子*4 損害の原因となった事故発生時における続柄となります

*1 保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

*2 配偶者とは、法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、(婚約とは異なります。)

a. 婚姻意思を有すること。(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

*3 扶養・同居に関係なく対象となります。

*4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*5 親族とは、6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。(配偶者を除きます。)

*6 個人賠償責任において、ご本人*8が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定監督義務者等も保険の対象となる方を含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限り、)。)

*7 同一家屋*9に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。

*8 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*9 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。

2 保険期間

2026年1月1日午後4時から2027年1月1日午後4時まで

3 加入者票の発行

2025年12月中旬ごろに加入内容を記載した「加入者票」をご自宅に送付します。申込された加入内容どおりになっていることを必ずご確認ください。

この保険は一般財団法人大阪市職員互助会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人大阪市職員互助会が有します。

ご注意

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の一斉募集期間終了までに加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて保険会社に保険契約を申し込みます。

本制度は加入者の相互扶助によって成り立っております。本制度を安定的に運営・維持していくために、保険金支払件数や支払実績により、引受制限や、加入手続きを見合わせていただくことがあります。

申込み手続き方法

⚠ あんしんメディカル・がん補償・介護補償にご加入の方は、年齢等により保険料が変更になったり、保険会社側からご加入をお断りすることがありますのでご了承ください。
傷害補償・あんしんメディカル・がん補償の加入年齢は、2025年1月1日における満年齢が**0～90歳**までの方となります。介護補償の加入年齢は、2025年1月1日における満年齢が一時金払の場合は、**5歳～84歳**まで、年金払の場合は、**40歳～84歳**までの方となります。

● 加入内容を確認してください。

加入内容の変更は一斉募集時のみです! (年1回)

1 ご加入の方

(1) 加入内容の変更、訂正、脱退等がある場合

加入内容の変更(被保険者追加、補償追加・削除、名前・住所などの変更等)、**訂正**(記載漏れ、記載誤り等)、**脱退**(一部または全部解約等)がある場合は、別紙「団体総合生活保険 加入依頼書」に記入(または訂正)してご提出ください。

※加入依頼書はお客様控えがありませんので、お手数ですが**コピーをとり**、お手元に大切に保管してください。

(2) 加入内容の変更、訂正、脱退等がない場合

自動更新となりますのでお手続きは不要です。

※傷害補償で通院保険金支払限度日数が変更(90日→**30日**)になりますのでご注意ください。



2 「加入依頼書」の締切日・提出先

● 同封の返信用封筒にて大阪市職員互助会まで送付してください。

2025年10月3日(金)大阪市職員互助会必着

一般財団法人 大阪市職員互助会

〒541-0054

大阪市中央区南本町4丁目1番10号DPスクエア本町10階

3 保険料払込方法

現在、お届けいただいている金融機関の預貯金口座から年間保険料を自動引落しいたします。

● 引落日:2026年3月27日(金)

※お届けの金機関・預貯金口座に変更がある場合は、大阪市職員互助会までお申し出ください。

※お引落とし金額は、年間保険料のほか、**事務運営費として別途75円が加算**されます。

※通帳には「MBS、ダンタイホケン」と記載されますのでご確認ください。

申込みにあたっては、重要事項説明書(補償の概要等)を必ずご確認ください。

税法上の取扱い

あんしんメディカル(医療補償)、がん補償、介護補償については、介護医療保険料控除(2026年1月1日始期)の対象となり、所得税の課税対象所得から所定の金額が控除されます。なお、傷害補償(天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約)、個人賠償責任補償特約、弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)各保険料については、税法上の控除はありません。

あんしんメディカル(医療補償)の葬祭費用補償特約保険料は控除の対象外です。従いまして、お支払い保険料と控除対象保険料が異なることがあります。

主な制度改定概要

あんしんメディカル(医療補償)

「三大疾病・重度傷害一時金特約」の補償内容の変更および保険料改定

がん補償

- ①がん通院補償の一本化および保険料改定
- ②「がん診断保険金」等の保険料改定
- ③「抗がん剤」の定義の改定

傷害補償

- ①熱中症の補償追加
- ②職種級別による料率区分の廃止
- ③通院保険金支払限度日数の変更(90日→**30日**)
- ④上記①～③等の補償変更の影響も含め保険料改定

※各種詳細はP6、P8、P12をご確認ください。

キャラクター紹介

「ソナエちゃん」

水の都をイメージした帽子の先に
リスクを感知するソナーがついている。
相棒のマルと一緒にリスクに備える
アドバイスをする。



ソナエの助っ人 「相棒・マル」

チャウチャウ犬にあこがれている
マルチーズ犬。
チャウチャウ犬の被り物を被っている。
ソナエのミスに「ちゃうちゃう!!」と
ツッコミをいれる。

備えるべきリスクと補償ラインナップ

病気・ケガへの備え

突然の病気や不慮の事故によるケガの際の入院・手術等に備える補償です。



あんしんメディカル (医療補償)

6

がんへの備え

がんと診断確定された場合の、がん治療に備える補償です。



がん補償

8

介護への備え

所定の要介護状態となったときに、一時金・年金が受け取れる補償です。



介護補償 (一時金・年金払介護)

10

ケガへの備え

不慮の事故によるケガまたは熱中症の際の入院・通院・手術等に備える補償です。



傷害補償

12

傷害補償のオプション

賠償や身の回りのトラブルへの補償です。



個人賠償責任補償

13



弁護士費用アシスト

13

その他

- 各種サービスのご案内 16
- 加入依頼書の記入例 18
- 商品改定のお知らせ 20
- 重要事項説明書(補償の概要等) 21

見つけてください。あなたにぴったりの医療補償

あんしんメディカル

(正式名称: 団体総合生活保険 医療補償)

1年更新型

団体割引
30%
適用

新規ご加入もしくは更新時の補償拡大には、健康状態告知が必要です。

※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

1 病気やケガで入院したとき 「疾病入院保険金(基本特約)」 「傷害入院保険金(基本特約)」 保険期間中に病気やケガで入院した場合に、「入院保険金日額×入院日数」の保険金をお支払いします。	※入院1日目からお支払い対象となります。 なお、支払限度日数は120日です。	10,000円・5,000円・3,000円 いずれかお選びください。	お手軽プラン
2 病気やケガで手術したとき 「疾病手術保険金(基本特約)」 「傷害手術保険金(基本特約)」 「重大手術の支払倍率変更に関する特約」 保険期間中に病気やケガの治療を目的として手術を受けた場合に保険金をお支払いします。	※日帰り手術もお支払い対象となります。	入院保険金日額の 重大手術* 40倍 入院中 10倍 入院中以外 5倍 *後記「補償の概要等」参照	
3 病気やケガで保険期間中に放射線治療を受けたときに 「放射線治療保険金(基本特約)」 病気やケガで保険期間中に放射線治療を受けたときに、疾病入院保険金日額の10倍の保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。		入院保険金日額の 10倍	
4 所定の特定疾患*で入院したとき 「特定疾患保険金特約」 所定の特定疾患により保険期間中、かつ交付された受給者証等の有効期間中に入院した場合に「疾病入院保険金日額×30倍」保険金をお支払いします。 *特定疾患については、重要事項説明書(補償の概要等)をご確認ください。		入院保険金日額の 30倍	あんしんプラン
5 先進医療を受けたときA 「総合先進医療特約(基本保険金)」 病気やケガにより、保険期間中に先進医療を受けたときに保険の対象となる方が負担した実費をお支払いします。ただし、1,000万円が限度となります。 ※対象となる先進医療については、重要事項説明書(補償の概要等)をご確認ください。		1,000万円限度	
6 先進医療を受けたときB 「総合先進医療特約(一時金)」 上記保険金(A)が支払われる先進医療を受けたときに、10万円(定額)をお支払いします。ただし、保険期間を通じて1回に限りです。		10万円	
7 ご親族が葬祭費用を負担したとき 「葬祭費用補償特約」 保険の対象となる方が病気やケガにより保険期間中に死亡し、親族が葬祭費用を負担した場合に、その費用を保険金額を限度にお支払いします。		100万円限度	プラス
8 所定の成人病で入院したとき 「成人病入院保険金(成人病追加支払特約)」 「成人病手術保険金等不担保特約」 成人病(悪性新生物(がん)・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)で、入院した場合に「疾病入院保険金日額×成人病入院日数」の保険金をお支払いします。		入院保険金日額と同額	

オプション

さらに!
ご希望にあわせて
「あんしんオプション」
をプラスすることができます!

※あんしんオプション単独での加入はできません。

補償内容(このようなお支払いします)

三大疾病になったとき
「三大疾病・重度傷害一時金特約」
「三大疾病のみ補償特約」
(三大疾病・重度傷害一時金)

退院後通院したとき
「退院後通院保険金特約」

長くあんしん! 1入院^(注1)の支払限度日数が360日!
「傷害入院保険金・疾病入院保険金、成人病入院保険金1入院^(注1)支払限度日数を360日へ変更」

悪性新生物(がん)と診断確定された場合(注2)や、急性心筋梗塞・脳卒中で入院した場合に「入院保険金日額×100倍」の保険金をお支払いします。
※保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金はお支払いできません。

病気やケガにより入院し、退院後にその病気やケガの医師等による治療のため通院(往診含)した場合に「退院後通院保険金日額(入院保険金日額の60%)×実通院日数」の保険金をお支払いします。

基本プラン(しっかり・あんしん・お手軽の各プラン)の、(疾病・傷害)入院保険金支払限度日数が120日から360日へ変更となります。また、しっかり医療プランに加入の場合、成人病入院保険金の支払限度日数も120日から360日へ変更となります。

補償額および支払限度日数

疾病入院保険金日額の
100倍

(疾病・傷害)
入院保険金日額の**60%**
退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間に行われた通院を1入院^(注1)につき90日限度で補償します。

1入院^(注1)につき
支払限度日数を
360日へ変更

※「あんしんオプション」は上記「三大疾病・重度傷害一時金特約(三大疾病のみ補償特約(三大疾病・重度傷害一時金用))」「退院後通院保険金特約」の付帯ならびに、傷害入院保険金、疾病入院保険金、成人病入院保険金1入院^(注1)の支払限度日数を360日とすることがセットになったものです。互助会の医療保険制度上、それぞれ個別には加入することはできません。

※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」については、重要事項説明書(補償の概要等)をご覧ください。

(注1)「1入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

□入院を開始してから退院するまでの継続した入院。

□退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)(によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院。

(注2) 三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)の保険期間の初日より前にがんに罹患(りかん)したことがある場合において、そのがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒・寛解後の再発・転移であるかを問わず、保険金をお支払いできません。

年額保険料

ご家族のみでもご加入が可能です。

※ご家族が加入する場合は、会員ご本人が傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償のいずれかに加入いただく必要があります。

		成人病による入院が充実の医療補償 しっかりプラン			さまざまな補償を備えた医療補償 あんしんプラン			入院・手術・放射線治療に備えるシンプルな医療補償 お手軽プラン		
タイプ名		S1	S5	S3	A1	A5	A3	O1	O5	O3
入院保険金日額		10,000円	5,000円	3,000円	10,000円	5,000円	3,000円	10,000円	5,000円	3,000円
加入年齢※	0～4歳	14,490円	7,870円	5,220円	14,190円	7,720円	5,130円	12,670円	6,340円	3,810円
	5～9歳	11,690円	6,320円	4,160円	11,390円	6,170円	4,070円	10,180円	5,100円	3,060円
	10～14歳	11,080円	6,020円	3,990円	10,780円	5,870円	3,900円	9,550円	4,780円	2,870円
	15～19歳	12,500円	6,950円	4,720円	12,200円	6,800円	4,630円	10,540円	5,280円	3,170円
	20～24歳	15,480円	8,470円	5,650円	15,290円	8,370円	5,590円	13,580円	6,800円	4,080円
	25～29歳	16,380円	8,890円	5,880円	16,000円	8,700円	5,770円	14,330円	7,170円	4,300円
	30～34歳	17,440円	9,470円	6,280円	16,640円	9,070円	6,040円	14,870円	7,440円	4,470円
	35～39歳	19,400円	10,630円	7,110円	17,950円	9,900円	6,670円	15,830円	7,920円	4,750円
	40～44歳	22,300円	12,380円	8,400円	20,120円	11,290円	7,750円	17,400円	8,710円	5,230円
	45～49歳	29,470円	16,420円	11,200円	25,650円	14,510円	10,050円	22,010円	11,010円	6,610円
	50～54歳	39,150円	21,880円	14,970円	32,650円	18,630円	13,020円	27,770円	13,890円	8,340円
	55～59歳	55,680円	31,350円	21,600円	45,000円	26,010円	18,400円	37,720円	18,870円	11,320円
	60～64歳	80,080円	45,160円	31,180円	63,450円	36,840円	26,190円	52,950円	26,480円	15,890円
	65～69歳	111,610円	63,620円	44,410円	86,880円	51,250円	36,990円	70,990円	35,500円	21,300円
	70～74歳	157,360円	91,500円	65,140円	122,250円	73,940円	54,610円	96,350円	48,180円	28,910円
	75～79歳	214,220円	128,910円	94,770円	164,910円	104,250円	79,980円	121,050円	60,530円	36,320円
	80～84歳	293,650円	184,750円	141,180円	226,210円	151,030円	120,950円	150,100円	75,060円	45,040円
	85～89歳	377,640円	253,500円	203,830円	284,360円	206,860円	175,850円	154,730円	77,370円	46,420円
	90歳	518,600円	368,350円	308,240円	392,560円	305,330円	270,430円	174,200円	87,110円	52,270円

年額保険料(あんしんオプションあり)

		成人病による入院が充実の医療補償 しっかりプラン			さまざまな補償を備えた医療補償 あんしんプラン			入院・手術・放射線治療に備えるシンプルな医療補償 お手軽プラン		
タイプ名		SO1	SO5	SO3	AO1	AO5	AO3	OO1	OO5	OO3
入院保険金日額		10,000円	5,000円	3,000円	10,000円	5,000円	3,000円	10,000円	5,000円	3,000円
加入年齢※	0～4歳	18,020円	9,630円	6,270円	17,720円	9,480円	6,180円	16,200円	8,100円	4,860円
	5～9歳	15,310円	8,130円	5,240円	15,010円	7,980円	5,150円	13,800円	6,910円	4,140円
	10～14歳	15,040円	7,990円	5,170円	14,740円	7,840円	5,080円	13,510円	6,750円	4,050円
	15～19歳	16,540円	8,970円	5,920円	16,240円	8,820円	5,830円	14,580円	7,300円	4,370円
	20～24歳	19,680円	10,550円	6,890円	19,490円	10,450円	6,830円	17,780円	8,880円	5,320円
	25～29歳	22,190円	11,790円	7,620円	21,810円	11,600円	7,510円	20,140円	10,070円	6,040円
	30～34歳	25,140円	13,310円	8,570円	24,340円	12,910円	8,330円	22,570円	11,280円	6,760円
	35～39歳	29,610円	15,730円	10,170円	28,160円	15,000円	9,730円	26,040円	13,020円	7,810円
	40～44歳	36,400円	19,420円	12,630円	33,980円	18,210円	11,900円	31,260円	15,630円	9,380円
	45～49歳	48,920円	26,140円	17,030円	44,880円	24,120円	15,820円	41,240円	20,620円	12,380円
	50～54歳	64,480円	34,530円	22,560円	57,460円	31,020円	20,450円	52,580円	26,280円	15,770円
	55～59歳	91,430円	49,220円	32,330円	79,740円	43,370円	28,820円	72,460円	36,230円	21,740円
	60～64歳	131,610円	70,920円	46,630円	113,220円	61,720円	41,110円	102,720円	51,360円	30,810円
	65～69歳	185,310円	100,460円	66,520円	157,280円	86,440円	58,110円	141,390円	70,690円	42,420円
	70～74歳	268,880円	147,260円	98,600円	227,430円	126,530円	86,160円	201,530円	100,770円	60,460円
	75～79歳	356,860円	200,220円	137,560円	297,270円	170,420円	119,680円	253,410円	126,700円	76,020円
	80～84歳	481,970円	278,910円	197,670円	394,670円	235,260円	171,480円	318,560円	159,290円	95,570円
	85～89歳	610,440円	369,900円	273,680円	481,470円	305,410円	234,990円	351,840円	175,920円	105,560円
	90歳	788,150円	503,120円	389,090円	614,070円	416,080円	336,870円	395,710円	197,860円	118,710円

※年齢は2026年1月1日における満年齢。保険料は保険の対象となる方の年齢によって異なります。※入院保険金日額7,000円タイプについては大阪市職員互助会までお問い合わせください。

もしものがんに備えて「がん補償」があると安心です

がん補償

(正式名称: 団体総合生活保険 がん補償)

団体割引
30%
適用

新規ご加入もしくは更新時の補償拡大には、健康状態告知が必要です。

※がん保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合は、大阪市職員互助会までお問い合わせください。
※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

3つのおすすめポイント

- 再発や転移にもしっかり備えられます!
- 入院保険金・通院保険金は1日目から、支払日数の制限なくお支払いします。
- 「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。

日本の「がん(悪性新生物)」の 総患者数は、約465万人!

主ながん(悪性新生物)の患者数 (単位:万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人が
がんと診断されるといわれています。

さらに 心配なのは、医療費!

医療費・自己負担額の例

がん治療にかかった費用



【出典】日本医療政策機構 市民医療協議会
「がん患者意識調査2010年」

がん治療はがんの種類や進行度によって治療の方法や期間が様々であるため、どの程度お金が必要となるかを予想することは難しいです。

だから まとまった資金の準備ができると安心です。

ココが
スゴイ!!

互助会のがん補償は早期発見～再発転移まで最近のがん治療の流れにあわせた幅広い補償をご用意!治療と仕事の両立を支援します。



最近では早期発見できると聞いたよ!安心だね!



ちやうちやう!
早期発見後に、しっかりと治療できるようにソナエてこそ
安心なんやで! 再発・転移のリスクも高まってるんやで!

・抗がん剤治療の治療期間

平均**20.8**か月!

出典:「がん治療に関する調査」
当社調べ(2021年1月)

・がんの再発率

肝がん 50%(術後3年以内)、
乳がん 23%(術後10年以内)

出典:新日本新聞社「2019年版こんなにかかる医療費」より

「再発・転移」リスク

■がんの再発率

肝がん	術後3年以内	50%
乳がん	術後10年以内	23%
胃がん	Ⅱ期術後3年以内	16%
肺がん	ⅡA期術後3年以内	12%
子宮体がん	術後3年以内	10%

新日本保険新聞社「2019年版こんなにかかる医療費」より

がん診断

「がん診断一時金」

がんと診断確定*1されたときに保険金（一時金）をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*2

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。*3

*2 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。

*3 ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

がん再発転移

「がん再発転移補償特約」

がんで所定の治療*1を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治癒や最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。

*1 所定の治療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

抗がん剤治療

「抗がん剤治療補償特約」

がんで抗がん剤治療*1を受けたときに保険金をお支払いします。

*1 対象となる抗がん剤治療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。

がん入院・手術

「がん入院保険金」

「がん手術保険金」

がんで入院（日帰り入院も含みます。）や所定の手術*1をしたときに保険金をお支払いします。

*1 時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。

*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

がん通院・がん通院延長

「がん通院保険金」

「がん通院延長保険金」

・がんで入院（日帰り入院も含みます。）をしたときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。*1

・がんで三大治療（手術、放射線治療、抗がん剤治療）のための通院をしたときに、入院の有無にかかわらず保険金をお支払いします。*2

*1 1回の入院の原因となったがんの治療のための通院について、425日を限度とします。

*2 通院日数の限度はありません。

※保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

		長期入院対応型 しっかりプラン			治療特化型 あんしんプラン			基本補償 お手軽プラン		
タイプ名		SG1	SG2	SG3	AG1	AG2	AG3	OG1	OG2	OG3
がん診断保険金		100万円	200万円	300万円	100万円	200万円	300万円	100万円	200万円	300万円
がん再発転移保険金										
抗がん剤治療保険金		5万円			5万円			—		
がん入院保険金	1日につき	5,000円			—			—		
がん手術保険金	手術の種類に応じて	5・10・20万円			—			—		
がん通院保険金	1日につき	3,000円			—			—		
がん通院延長保険金	1日につき	3,000円			—			—		
年額保険料 ※年齢は 2026年1月1日 における満年齢。 保険料は保険 の対象となる方 の年齢によって異 なります。	0～4歳	1,090円	1,890円	2,690円	1,000円	1,800円	2,600円	800円	1,600円	2,400円
	5～9歳	1,320円	2,240円	3,170円	1,230円	2,150円	3,080円	930円	1,850円	2,780円
	10～14歳	1,800円	3,180円	4,570円	1,680円	3,060円	4,450円	1,380円	2,760円	4,150円
	15～19歳	1,590円	2,630円	3,690円	1,460円	2,500円	3,560円	1,060円	2,100円	3,160円
	20～24歳	1,560円	2,140円	2,730円	1,240円	1,820円	2,410円	590円	1,170円	1,760円
	25～29歳	3,850円	6,140円	8,430円	3,250円	5,540円	7,830円	2,300円	4,590円	6,880円
	30～34歳	6,940円	11,020円	15,100円	5,530円	9,610円	13,690円	4,080円	8,160円	12,240円
	35～39歳	12,750円	20,360円	27,960円	10,400円	18,010円	25,610円	7,600円	15,210円	22,810円
	40～44歳	19,110円	30,000円	40,880円	15,530円	26,420円	37,300円	10,880円	21,770円	32,650円
	45～49歳	27,770円	43,590円	59,410円	22,420円	38,240円	54,060円	15,820円	31,640円	47,460円
	50～54歳	37,830円	59,650円	81,490円	31,130円	52,950円	74,790円	21,830円	43,650円	65,490円
	55～59歳	54,380円	86,130円	117,890円	44,650円	76,400円	108,160円	31,750円	63,500円	95,260円
	60～64歳	81,970円	130,680円	179,400円	66,860円	115,570円	164,290円	48,710円	97,420円	146,140円
	65～69歳	110,950円	177,860円	244,770円	90,560円	157,470円	224,380円	66,910円	133,820円	200,730円
	70～74歳	150,600円	245,120円	339,650円	124,930円	219,450円	313,980円	94,530円	189,050円	283,580円
	75～79歳	174,290円	285,640円	396,990円	145,650円	257,000円	368,350円	111,350円	222,700円	334,050円
	80～84歳	199,640円	333,760円	467,870円	168,270円	302,390円	436,500円	134,120円	268,240円	402,350円
	85～89歳	211,770円	361,720円	511,670円	178,850円	328,800円	478,750円	149,950円	299,900円	449,850円
	90歳	226,010円	392,110円	558,210円	191,390円	357,490円	523,590円	166,090円	332,190円	498,290円

※ご加入後または更新時にご加入の通院保険金・がん通院延長保険金日額を変更された場合、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です

介護補償 (一時金払介護・年金払介護)

(正式名称: 団体総合生活保険 介護補償)

団体割引
30%
適用

新規ご加入もしくは更新時の補償拡大には、健康状態告知が必要です。

※告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

3つのおすすめポイント

- 一時金払補償で突然かかる「初期費用」、年金払補償で長期にかかる「自己負担額」に備えられます!
- 退職後も継続可、84歳まで継続可能です!
- ご家族も加入できるので親の介護リスクにも備えられます!



国の介護保険制度があるから大丈夫?



ちゅうちゅう! 自己負担額が発生するケースが多いんで!
介護する人、受ける人を大切に! しっかり備えよう!

介護にかかるお金は…?

一時費用の合計
平均74万円*

+

月々の費用: 平均8.3万円
×
介護期間: 平均61.1か月

=

費用総額
平均約581万円

* 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に必要な主な費用の目安

車いす

- 自走式 … 5~21万円
- 電動式 … 30~67万円

階段昇降機

- いす式直線階段用 … 52万円~
- ※工事費別途

特殊寝台(介護ベッド)

- 16~61万円
- ※機能により金額は異なる

有料老人ホーム

- 廊下・階段・浴室用等…2万円~
- ※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)

ポータブルトイレ

- 水洗式 … 3~7万円
- シャワー式 … 13~19万円

移動用リフト

- 据置式 … 24~90万円
 - レール走行式 … 56万円~
- ※工事費別途

【出典】(公財)生命保険文化センター

「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから 介護にはまとまった資金準備があると安心です。

公的介護保険制度とは

介護補償(年金払介護)、介護補償(一時金払介護) 共通

〔公的介護保険制度の概要〕

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

〔公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給条件〕

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

介護補償については、介護医療保険料控除(2026年1月1日始期契約)の対象となり、所得税の課税対象所得から所定の金額が控除されます。

補償内容

ご家族のみでもご加入が可能です。

※ご家族が加入する場合は、会員ご本人が傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償のいずれかに加入いただく必要があります。

独自基準追加型*1【要介護2】以上でお受取り

公的介護保険連動型【要介護3】*3以上でお受取り

一時金払プラン 5歳～加入可能



初期の大きな支出に備える

(例) ご自宅のリフォーム(スロープの設置等)、
車いす・電動ベッドの購入 等

年金払プラン 40歳～加入可能



継続する支出に備える

(例) 介護施設やデイサービス利用による
継続的な出費 等

〈お支払いイメージ〉

一時金払タイプ

年金払タイプ

翌年以降の応当日に要介護3以上に該当している場合に保険金をお支払いします。

保険金

保険金

保険金

保険金

保険金

保険金

10回目までお支払

保険金

独自基準追加型
【要介護2】認定

公的介護保険連動型
【要介護3】認定

- *1 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)*2と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金(一時金)をお支払いします。
*2 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、「補償の概要等」をご確認ください。
*3 保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態*4となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。
*4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

一時金払プランと年金払プランはどちらか一方、もしくは両方でも加入できるんですよ!



一時金払: 満5歳以上満84歳以下

年金払: 満40歳以上満79歳以下*6

本人介護補償(一時金払)

本人介護補償(年金払) てん補期間10年*5

独自基準追加型(要介護2)

要介護3

タイプ名	K3		K5		NK3		NK5	
	300万円		500万円		30万円		50万円	
被保険者年齢	男女同一		男女同一		男性	女性	男性	女性
年額保険料 ※年齢は 2026年1月1日 における満年齢。 保険料は保険の 対象となる方の 年齢や性別(年 金払の場合)に よって異なります。	5～9歳	70円	110円	—	—	—	—	—
	10～14歳	70円	110円	—	—	—	—	—
	15～19歳	70円	110円	—	—	—	—	—
	20～24歳	130円	220円	—	—	—	—	—
	25～29歳	250円	410円	—	—	—	—	—
	30～34歳	470円	780円	—	—	—	—	—
	35～39歳	900円	1,500円	—	—	—	—	—
	40～44歳	1,790円	2,980円	360円	320円	610円	540円	—
	45～49歳	2,130円	3,550円	430円	390円	720円	650円	—
	50～54歳	2,930円	4,890円	600円	530円	990円	890円	—
	55～59歳	4,180円	6,960円	850円	770円	1,420円	1,280円	—
	60～64歳	9,030円	15,050円	1,820円	1,660円	3,030円	2,760円	—
	65～69歳	18,700円	31,160円	4,560円	5,610円	7,610円	9,340円	—
	70～74歳	41,060円	68,440円	8,580円	12,740円	14,290円	21,230円	—
	75～79歳	94,360円	157,260円	19,690円	29,840円	32,810円	49,730円	—
	80～84歳	178,400円	297,330円	34,460円	54,040円	57,440円	90,070円	—

*5 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年(10回目の保険金支払基準日まで)をいいます。

*6 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。

※介護補償(年金払介護)から介護補償(一時金払介護)への変更または介護補償(一時金払介護)から介護補償(年金払介護)への変更はできません。

〔公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について〕

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

万一の“ケガ”への不安に“あんしん”を

傷害補償

(正式名称:団体総合生活保険 傷害補償)

地震によるケガも補償します。

団体割引
30%
適用

本制度は会員の相互補助により成り立っております。本制度を安定的に運営・維持していくために、通院保険金支払限度日数を変更(90日→30日)いたします。また、保険金支払件数や支払実績により、引受制限や、加入手続きを見合わせていただくことがあります。

ご加入プラン

傷害補償(天災危険補償特約付)

ご家族のみでのご加入はできません。

家族加入をご希望の場合は、会員本人の加入が条件となります。

1 口 あ た り の 補 償 額	入院保険金日額 (入院1日あたり)	※事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。 また、1事故について180日を限度とします。 【手術保険金について】 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。	2,000円
	通院保険金日額 (通院1日あたり)	※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。 また、1事故について 30日 を限度とします。	1,000円
	死亡・後遺障害保険金額		247万円 後遺障害保険金 程度に応じて9.88万~247万円
年額保険料(1口あたり)			6,050円
重要 加入口数限度			4口まで

このようなときお支払いします【対象となるケガ(国内でも海外でも補償)】

※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」については重要事項説明書(補償の概要等)をご覧ください。

NEW 熱中症も
対象化

保険の対象となる方が急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガまたは熱中症に対してお支払いします。(地震・噴火またはこれらによる津波によるケガまたは熱中症も含みます。)



(注)手術保険金はケガで事故の日から180日以内に手術したときに支払われます(ただし、1回限り)。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

保険金は生命保険、健康保険の給付、加害者からの損害賠償金の受領などに関係なく支払われます。

(注)ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、腱鞘炎、テニス肘等、急激性・偶然性・外来性のいづれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

※損害率等により、割増率が毎年見直されます。

オプション【追加補償】

注意 新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日(月)に感染症法上「五類感染症」に変更されたため、契約始期日に関わらず、2023年5月8日(月)以降の発病は保険金のお支払い対象とはなりません。

特定感染症危険補償特約

(注)●傷害補償(天災危険補償特約付)に加入していることが加入条件となります。
加入の際は、傷害補償と同一口数に加入いただきます。

1 口 あ た り の 補 償 額	入院保険金日額 (入院1日あたり)	※事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。 また、1事故について180日を限度とします。	傷害補償と同一 (死亡保険金・手術保険金は無し) (待機期間:保険の初日からその日を含めて10日)
	通院保険金日額 (通院1日あたり)	※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。 また、1事故について 30日 を限度とします。	
	後遺障害保険金額		
年額保険料(1口あたり)			590円 ×傷害補償加入口数

このようなときお支払いします(対象となる内容)

※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」については重要事項説明書(補償の概要等)をご覧ください。
ただし、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症はお支払い対象となりません。

個人賠償責任補償・弁護士費用アシスト

(正式名称: 団体総合生活保険 個人賠償責任補償特約・弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等))

団体割引
30%
適用

日常で起きた第三者への賠償、身の回りで起きるトラブルに備える補償です。

自転車事故などの賠償金は高額になる場合もあります。個人賠償責任補償特約で備えましょう!



自転車事故の備えて自分のケガの補償だけで大丈夫?

ちやうちやう! 自転車事故で加害者になると高額賠償になることもあるんやで!

高額賠償事例

賠償額 **9,521万円**

(神戸地裁 2013年7月判決)

男子小学生が夜間、自転車で帰宅途中に、歩行中の女性と正面衝突。
女性は頭蓋骨折等で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。

個人賠償責任補償特約

(注) ●傷害補償(天災危険補償特約付)に加入していることが加入条件となります。
個人賠償責任補償特約のみの加入はできません。
●会員ご本人のみ加入できます。保険の対象となる方はP2をご確認ください。

補償額(限度額)

国内 無制限 国外 1億円
(免責金額(自己負担額) 0円)

年額保険料

1,990円

このようなときにお支払いします (対象となる内容)

加害事故

※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」については重要事項説明書(補償の概要等)をご覧ください。

保険の対象となる方が日本国内外を問わず日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品:携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は受託品に含みません。)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



(注1) 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)、車両、船舶等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任については、保険金お支払い対象となりませんのでご注意ください。
(注2) 保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。
なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されるとき等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

※個人賠償責任補償については、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は東京海上日動が行います。

好評 弁護士費用アシスト (人格権侵害等)

「弁護士費用アシスト」は弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)のペットネームです。

(注) ●傷害補償(天災危険補償特約付)・個人賠償責任補償特約に加入していることが加入条件となります。
●保険期間中に、弁護士費用アシスト(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。

補償内容・補償額

法律相談費用・弁護士費用(着手金・報酬金等)
1回の事故について被保険者1名あたり300万円まで

年額保険料

1,730円

このようなときにお支払いします (対象となる内容)

被害事故

※「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いしない主な場合」については重要事項説明書(補償の概要等)をご覧ください。

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢^{*1}・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ^{*2}等により精神的苦痛を被った場合^{*3}に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。(注)自動車事故に関する費用は対象になりません。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。 *2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。



歩行中に自転車に
ぶつけられてしまった



子どもがいじめにより
不登校になった



ストーカー被害を受けている



SNSで誹謗中傷を受けている

一斉募集期間外の取扱いについて

変更事項	手続方法
中途加入 補償の追加 ▶ ⚠ を確認ください。	<9月1日～12月31日までは受付いたしません> 【手続方法】 「団体総合生活保険 加入依頼書」を互助会から取り寄せして必要事項を記入後、互助会保険担当にご提出ください。 【締切日・補償開始】 毎月10日を締切日(互助会必着)とし、翌月1日午後4時より補償を開始します(補償の終了は2027年1月1日午後4時まで)。 【保険料のお支払い】 補償開始月翌々月の27日*にお届けいただいている口座から引落しいたします。 *金融機関が休業日の場合、保険料は翌営業日に引落としされます。
補償の削除 (一部解約) ▶ ⚠ を確認ください。	<9月1日～12月31日までは受付いたしません> 【手続方法】 「団体総合生活保険・すまだん 脱退(解約)申込書」を互助会ホームページより印刷して必要事項を記入後、互助会保険担当にご提出ください。 【締切日・補償開始】 毎月10日互助会到着分について、翌月1日午後4時で変更(一部解約)となります。 【保険料の返金】 手続き完了後、お届けいただいている口座へ返金いたします。
⚠ 手続きについての注意 【傷害補償】 ● 加入口数の変更はできません。 ● 家族のみの加入はできません。但し、退職者本人が傷害補償に加入していれば家族も加入できます。 ● 個人賠償責任補償特約は、退職者本人が傷害補償に加入していれば追加できます。 ● 特定感染症危険補償特約の追加・削除はできません。 ● 弁護士費用アシストの追加・削除はできません。 【あんしんメディカル(医療補償)】【がん補償】【介護補償】 ● プランの変更はできません。 ● あんしんオプションの追加・削除はできません※あんしんメディカル(医療補償)	
脱退(解約) (すべて解約) ▶	<9月1日～12月31日までは受付いたしません。 但し、死亡・離婚による脱退(解約)は通年受付いたします> 【手続方法】 「団体総合生活保険・すまだん 脱退(解約)申込書」を互助会ホームページより印刷して必要事項を記入後、互助会保険担当にご提出ください。 ※死亡脱退の場合は、死亡した人の死亡日がわかる資料(死亡届、戸籍・除籍謄本、住民票、会葬礼状等のコピー等)を一緒にご提出ください。 【脱退(解約)日時】 毎月10日互助会到着分について、翌月1日午後4時で脱退(解約)となります(死亡脱退(解約)は、死亡日にて脱退(解約)となります)。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入**ください。^{*1}

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。^{*2}

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合**があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、保険金のお支払対象となります。

よろしくお願いいたします。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル
ワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の
手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時

0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談 : 午前10時～午後6時
いづれも 税務相談 : 午後2時～午後4時
土日祝・ 社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
年末・年始を除く 暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

認知症アシスト



【対象となる補償】

介護補償にご加入いただいた場合

自動セット

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間：「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時
 いずれも
 土日祝・
 年末・年始を除く
 0120-775-677
 ・脳の健康度チェック：午前9時～午後5時
 0120-002-531
 ・認知症介護電話相談：午前9時～午後5時
 0120-801-276

脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

- ※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

- *1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会*2」をご紹介します。*3

- *2 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
- *3 年会費については、お客様にご負担いただけます。

脳機能向上トレーニング

㈱NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

【対象となる補償】

弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

自動セット

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

受付時間：

いずれも
 土日祝・
 年末・年始を除く

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：

午前10時～午後6時

0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：

午前7時30分～午前9時30分／
 午後5時～午後10時

0120-106-670

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係で回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

傷害・あんしんメディカル(医療補償)・がん補償
加入依頼書 ご記入に

3 他の保険契約等(全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます)がある場合には、「あり」に○印を付けて下欄に詳細のご記入をお願いします。

01	本人	04	子
02	配偶者	08	その他の同居親族
03	父母		

・介護補償一斉募集 加入手続きのご案内兼加入依頼書(新規/更新/追加加入用)

あたって

* 加入依頼書は単票となっております。加入者票が到着するまでの間、加入依頼書をコピーいただき、パンフレット等に加入内容を記録し保管いただきますようお願いいたします。

2 1/2 枚目

内容について確認し、職員互助会に対して加入(変更、更新しない等)を依頼します。

【注】私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。
大阪市職員互助会の元会員であること
本人の加入内容
重要事項説明書・重要事項説明書の個人情報の取扱い、ご加入内容確認事項

あらかじめご確認いただきたいこと
ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、また、ご付された事項に内容の変更が生じた場合には、速やかにお知らせください。ご連絡がないまま経過することになります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
ご付された事項(告知事項)は、告知事項として扱われます。
ご加入の場合、団体補償の対象(団体補償の対象者、すなわち、ご加入の団体補償の対象となる方)を被保険者として、被保険者からのご加入を受けた団体補償の対象者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いたします。被保険者からのご加入を受けた団体補償の対象者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いたします。告知が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお支払いいただけないことがあります。健康状態告知が

単独でご加入できます。

介護補償
家族のみでも加入できます。
※ 被保険者本人が介護補償、あんしんメディカル、がん補償、介護補償のいずれかに加入していることが家族のみ加入の条件となります。

告知欄
現在の加入内容を変更・追加加入する場合、健康状態告知が必要になります。裏面参照

ステップ1 現在の加入内容・更新する場合の年額保険料を記入してください。
更新する場合の年額保険料
* * * * * 円
なし

ステップ2 次のうち該当するものに○印を付けてください。
新規加入する場合の加入内容
更新する場合の加入内容
一時払
300万 500万 削除する
年 金 払
30万 50万 削除する

ステップ3 右記告知欄③へおすすみください

ステップ4 裏面の(健康状態告知書)にそって右記告知欄に記入してください。

告知日 2025 年 10 月 1 日
ご署名 被保険者本人または親権者・後見人等(下段*)
(自署)のフルネーム自署をお願いします。(上段*)

互助 太郎

ステップ1 現在の加入内容・更新する場合の年額保険料を記入してください。
更新する場合の年額保険料
* * * * * 円
なし

ステップ2 次のうち該当するものに○印を付けてください。
新規加入する場合の加入内容
更新する場合の加入内容
一時払
300万 500万 削除する
年 金 払
30万 50万 削除する

ステップ3 右記告知欄③へおすすみください

ステップ4 裏面の(健康状態告知書)にそって右記告知欄に記入してください。

告知日 2025 年 10 月 1 日
ご署名 被保険者本人または親権者・後見人等(下段*)
(自署)のフルネーム自署をお願いします。(上段*)

互助 大助

代表者1名が全員の合意をいただいたうえで、被保険者に代わってご署名ください。

確認書

- 現在の加入口数のまま継続される場合の年額保険料を表示しています。詳しくはパンフレットの傷害補償ページをご確認ください。
※ 現在の加入内容を変更された場合の保険料は表示の年額保険料と異なりますのでご注意ください。
- 新規加入する場合や口数を変更される場合は、変更後(新規加入含む)の口数に○印を付けてください。加入を継続しない場合は、「継続しない」に○印を付けてください。
- 「追加する」もしくは「削除する」場合には○印を付けてください。
- 「追加する」もしくは「削除する」場合には○印を付けてください。
- 現在の加入内容のまま更新される場合の年額保険料を表示しています。
※1 現在の加入内容を変更された場合の保険料は表示の年額保険料と異なりますのでご注意ください。
※2 表示の年額保険料は、更新時契約の始期日時時点の満年齢での年額保険料になります。よって、前年と年額保険料が変更となっている場合がありますのでパンフレットのあんしんメディカル(医療補償)ページをご確認ください。
- ア～エの記載がある場合、下記の疾病が補償の対象外となります。
(再度、健康状態の告知をいただくことで補償の対象とすることも可能となります。くわしくは、加入依頼書裏面上段記載の(3)でご確認をお願いします。
補償の対象外となる病気・症状*
ア 脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
イ 白内障、緑内障(告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)
ウ 脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ 前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫
※1 主治医が上記病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますのでご注意ください。
※2 心房細動は補償の対象となります。
- 新規加入する場合や現在の加入内容から変更される場合は、変更後(新規加入含む)の加入内容に○印を付けてください。
加入を継続しない場合は、「継続しない」に○印を付けてください。
あんしんオプションを「追加する」もしくは「削除する」場合には○印を付けてください。
- 現在の加入内容のまま継続される場合の年額保険料を表示しています。
※ 表示の年額保険料は、更新時契約の始期日時時点の満年齢での年額保険料になります。よって、前年と年額保険料が変更となっている場合がありますのでパンフレットのがん補償ページをご確認ください。
- 新規加入する場合や現在の加入内容から変更される場合は、変更後(新規加入含む)の加入内容に○印を付けてください。
加入を継続しない場合は、「継続しない」に○印を付けてください。
- 現在の補償内容のまま継続される場合の年額保険料を表示しています。
- 追加する場合は○印を付けてください。
加入を継続しない場合は、「継続しない」に○印を付けてください。
一時払プランと年金払プランはどちらか一方、もしくは両方でも加入が可能です。
- 現在の加入内容の変更にあたり、健康状態の告知が必要かどうかを加入依頼書裏面の「健康告知が必要となるケース」でご確認をお願いします。
告知が必要な場合は、被保険者(保険の対象となる方)ご自身がご記入・ご署名をお願いします。なお、内容を訂正される場合は、二重線で訂正の上、訂正印もしくは訂正署名をお願いします。
- 新たに家族を追加する場合は、必要事項のご記入をお願いします。
⚠(被保険者欄が不足する場合は、大阪市職員互助会から取り寄せして必要事項を記入の上、必ず加入依頼書(更新/追加加入用)と一緒に提出をお願いします。)
●あんしんメディカル(1年更新型)やがん補償・介護補償に新たに家族を追加する場合は、加入内容のご記入に合わせて、必ず健康状態の告知が必要となります。
ご記入にあたっては、加入依頼書裏面の「健康状態告知書」をご参照のうえ、被保険者(保険の対象となる方)ご自身がご記入・ご署名をお願いします。
なお、内容を訂正される場合は、二重線で訂正の上、訂正印もしくは訂正署名をお願いします。告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお支払いいただけないことがあります。
- 2026年1月1日始期時点で満15歳未満のご家族が加入される場合は、本人がご記入・ご署名することができません。親権者・後見人等(注)の代表者1名が全員の合意をいただいたうえで、被保険者にかわって親権者・後見人等のお名前前で【健康状態告知のご回答欄】にご記入・ご署名をお願いします。(注)後見人等とは、後見人・保佐人・補助人をいいます。

必ずお読みください

団体総合生活保険の 2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください。ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償					変更する補償
①	②	③	④	⑤	
① 傷害補償	② 医療補償	③ がん補償	④ 介護補償	⑤ 賠償・費用	
変更する補償					改定項目
①	②	③	④	⑤	概要
		○			がん通院補償の一本化 および保険料改定
			○		「がん診断保険金」等の 保険料改定
			○		「抗がん剤」の定義の改 定
	○				「三大疾病・重度傷害一 時金特約（医療用）」の 補償内容の変更および 保険料改定
○					参考純率改定等を踏ま えた保険料改定
○					熱中症の補償追加
○					職種級別による料率区 分の廃止
○					「特定感染症危険補償 特約」の保険料改定
			○		「弁護士費用等補償特 約（人格権侵害等）」等 の約款改定
				○	付帯サービスの一部終 了

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-24010-202412

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。



傷害補償

■ 保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用車を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
	後遺障害保険金	
	入院保険金	
	手術保険金	
	通院保険金	

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約	特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■ 発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■ 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定による就業制限を含みます。）された場合 ■ 医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶ 後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします（なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。）。 ※ 特定感染症とは・・・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症（更新契約の場合を除きます。）
		*1 「天災危険補償特約」をセットされる場合であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症は保険金のお支払対象となりません。

医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、「葬祭費用補償特約」をセットされる場合を除き、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度（疾病入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方*2の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*3*4 等
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
	傷害入院保険金	ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合 ▶傷害入院保険金日額に入院した日数（入院日数－傷害入院免責日数*1）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度（傷害入院免責日数*1は含みません。）とします。 ※傷害入院保険金が支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	*2 「葬祭費用補償特約」についてはご契約者の故意または重大な過失によって生じた病気やケガもお支払対象となりません。 *3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後には保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。 *4 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。
	傷害手術保険金	ケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術（詳細は欄外ご参照）：傷害入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます（「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。）。

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
退院後通院保険金特約	保険期間中に疾病入院保険金または傷害入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気やケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をされた場合 ■入院の原因となった病気やケガの治療のための通院（往診を含みます。）であること ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること ▶退院後通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。 ※疾病入院保険金または傷害入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気やケガのために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金は重複してはお支払いできません。	（「医療補償基本特約」と同じ）
総合先進医療特約	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。） ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。 なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	
	総合先進医療一時金 病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。	

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
葬祭費用補償特約	病気やケガによって保険期間中に死亡し、親族が葬祭費用を負担された場合 ▶葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※保険の対象となる方の生前中に発生した損害は含みません。生前中に発生した損害とは、生前葬や生前に購入した墓地、墓石、仏壇等、保険の対象となる方が死亡する前に負担した費用をいいます。	（「医療補償基本特約」と同じ）

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。

事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることとなります。）。

*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・粒子線治療*1が「総合先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。
- ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
- ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病・ 重度傷害・ 一時金特約 保険期間中に以下のような状態となった場合 ① 次のいずれかに該当した場合 ■ がん*1が新たに生じたと診断確定された場合。なお、がん*1が再発または転移したと診断確定された場合は含みません。 ■ この保険契約が継続契約である場合において、原発がん*2が、治療したことにより、がん*1が認められない状態となり、その後初めてがん*1が再発または転移したと診断確定された場合 ② 急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ③ 脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合 ▶ 三大疾病・重度傷害一時金額をお支払します。 ※ 同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか 1 つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※ この特約のいずれか 1 つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～③のいずれかの状態に該当したときでも保険金はお支払いできません。 ※ 保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて 1 年以内であるときは保険金はお支払いできません。 ※ 「三大疾病のみ補償特約（三大疾病・重度傷害一時金用）」がセットされております。 *1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。 悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*3で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。 *2 この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。ただし、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日より前に診断確定されたがんが再発または転移したと診断確定されたがんを除きます。 *3 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。 【ご注意】がんと診断確定された場合において、初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前 0 時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。	（「医療補償基本特約」と同じ）

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合																																																																				
成人病追加支払特約 成人病手術保険金不担保特約	成人病入院保険金	成人病（悪性新生物（がん）*1、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患）によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*2を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数（入院日数－疾病入院免責日数*2）を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*3を限度（疾病入院免責日数*2は含みません。）とします。 ※成人病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の成人病となっても成人病入院保険金は重複してはお支払いできません。	（「医療補償基本特約」と同じ）																																																																				
	*1 補償対象となる「悪性新生物（がん）」とは以下のものをいいます。 悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（N C C 監修）第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。 なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*4で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。 *2 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *3 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *4 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。																																																																						
特定疾患保険金特約	所定の特定疾患によって医師等の治療を必要とし、保険期間中、かつ、その特定疾患により交付された受給者証等の有効期間中に、その治療のため入院を開始された場合 ▶疾病入院保険金日額の30倍の額をお支払いします。ただし、1回の入院について、1回限りとします。 なお、所定の特定疾患とは、平成21年10月30日健発1030第3号厚生労働省健康局長通知「「特定疾患治療研究事業について」の一部改正について」で別紙「特定疾患治療研究事業実施要綱」第3「対象疾患」の別表1に記載されている以下の疾患をいいます。																																																																						
	<table><tr><td>1. ベーチェット病</td><td>21. アミロイドーシス</td><td>41. 亜急性硬化性全脳炎</td></tr><tr><td>2. 多発性硬化症</td><td>22. 後縦靱帯（じんたい）骨化症</td><td>42. バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群</td></tr><tr><td>3. 重症筋無力症</td><td>23. ハンチントン病</td><td>43. 慢性血栓性肺高血圧症</td></tr><tr><td>4. 全身性エリテマトーデス</td><td>24. モヤモヤ病（ワイリス動脈輪閉塞症）</td><td>44. ライソゾーム病</td></tr><tr><td>5. スモン</td><td>25. ウェゲナー肉芽腫症</td><td>45. 副腎白質ジストロフィー</td></tr><tr><td>6. 再生不良性貧血</td><td>26. 特発性拡張型（うっ血型）心筋症</td><td>46. 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）</td></tr><tr><td>7. サルコイドーシス</td><td>27. 多系統萎縮症</td><td>47. 脊髄性筋萎縮症</td></tr><tr><td>8. 筋萎縮性側索硬化症</td><td>(1) 線条体黒質変性症</td><td>48. 球脊髄性筋萎縮症</td></tr><tr><td>9. 強皮症／皮膚筋炎及び多発性筋炎</td><td>(2) オリブ・橋小脳萎縮症</td><td>49. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎</td></tr><tr><td>10. 特発性血小板減少性紫斑病</td><td>(3) シャイ・ドレーガー症候群</td><td>50. 肥大型心筋症</td></tr><tr><td>11. 結節性動脈周囲炎</td><td>28. 表皮水疱（すいほう）症（接合部型及び栄養障害型）</td><td>51. 拘束型心筋症</td></tr><tr><td>12. 潰瘍性大腸炎</td><td>29. 腫瘍性乾癬（のうほうせいがんせん）</td><td>52. ミトコンドリア病</td></tr><tr><td>13. 大動脈炎症候群</td><td>30. 広範脊柱管狭窄（きょうさく）症</td><td>53. リンパ管筋腫症（LAM）</td></tr><tr><td>14. ビュルガー病</td><td>31. 原発性胆汁性肝硬変</td><td>54. 重症多形滲出（しんしゅつ）性紅斑（急性期）</td></tr><tr><td>15. 天疱瘡</td><td>32. 重症急性膵炎（すいえん）</td><td>55. 黄色靱帯（じんたい）骨化症</td></tr><tr><td>16. 脊髄小脳変性症</td><td>33. 特発性大腿（だいたい）骨頭壊死症</td><td>56. 間脳下垂体機能障害</td></tr><tr><td>17. クローン病</td><td>34. 混合性結合組織病</td><td>(1) PRL分泌異常症</td></tr><tr><td>18. 難治性の肝炎のうち劇症肝炎</td><td>35. 原発性免疫不全症候群</td><td>(2) ゴナドトロピン分泌異常症</td></tr><tr><td>19. 悪性関節リウマチ</td><td>36. 特発性間質性肺炎</td><td>(3) ADH分泌異常症</td></tr><tr><td>20. パーキンソン病関連疾患</td><td>37. 網膜色素変性症</td><td>(4) 下垂体性TSH分泌異常症</td></tr><tr><td>(1) 進行性核上性麻痺（まひ）</td><td>38. プリオン病</td><td>(5) クッシング病</td></tr><tr><td>(2) 大脳皮質基底核変性症</td><td>39. 肺動脈性肺高血圧症</td><td>(6) 先端巨大症</td></tr><tr><td>(3) パーキンソン病</td><td>40. 神経線維腫症</td><td>(7) 下垂体機能低下症</td></tr></table>			1. ベーチェット病	21. アミロイドーシス	41. 亜急性硬化性全脳炎	2. 多発性硬化症	22. 後縦靱帯（じんたい）骨化症	42. バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群	3. 重症筋無力症	23. ハンチントン病	43. 慢性血栓性肺高血圧症	4. 全身性エリテマトーデス	24. モヤモヤ病（ワイリス動脈輪閉塞症）	44. ライソゾーム病	5. スモン	25. ウェゲナー肉芽腫症	45. 副腎白質ジストロフィー	6. 再生不良性貧血	26. 特発性拡張型（うっ血型）心筋症	46. 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	7. サルコイドーシス	27. 多系統萎縮症	47. 脊髄性筋萎縮症	8. 筋萎縮性側索硬化症	(1) 線条体黒質変性症	48. 球脊髄性筋萎縮症	9. 強皮症／皮膚筋炎及び多発性筋炎	(2) オリブ・橋小脳萎縮症	49. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	10. 特発性血小板減少性紫斑病	(3) シャイ・ドレーガー症候群	50. 肥大型心筋症	11. 結節性動脈周囲炎	28. 表皮水疱（すいほう）症（接合部型及び栄養障害型）	51. 拘束型心筋症	12. 潰瘍性大腸炎	29. 腫瘍性乾癬（のうほうせいがんせん）	52. ミトコンドリア病	13. 大動脈炎症候群	30. 広範脊柱管狭窄（きょうさく）症	53. リンパ管筋腫症（LAM）	14. ビュルガー病	31. 原発性胆汁性肝硬変	54. 重症多形滲出（しんしゅつ）性紅斑（急性期）	15. 天疱瘡	32. 重症急性膵炎（すいえん）	55. 黄色靱帯（じんたい）骨化症	16. 脊髄小脳変性症	33. 特発性大腿（だいたい）骨頭壊死症	56. 間脳下垂体機能障害	17. クローン病	34. 混合性結合組織病	(1) PRL分泌異常症	18. 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	35. 原発性免疫不全症候群	(2) ゴナドトロピン分泌異常症	19. 悪性関節リウマチ	36. 特発性間質性肺炎	(3) ADH分泌異常症	20. パーキンソン病関連疾患	37. 網膜色素変性症	(4) 下垂体性TSH分泌異常症	(1) 進行性核上性麻痺（まひ）	38. プリオン病	(5) クッシング病	(2) 大脳皮質基底核変性症	39. 肺動脈性肺高血圧症	(6) 先端巨大症	(3) パーキンソン病	40. 神経線維腫症
1. ベーチェット病	21. アミロイドーシス	41. 亜急性硬化性全脳炎																																																																					
2. 多発性硬化症	22. 後縦靱帯（じんたい）骨化症	42. バッド・キアリ（Budd-Chiari）症候群																																																																					
3. 重症筋無力症	23. ハンチントン病	43. 慢性血栓性肺高血圧症																																																																					
4. 全身性エリテマトーデス	24. モヤモヤ病（ワイリス動脈輪閉塞症）	44. ライソゾーム病																																																																					
5. スモン	25. ウェゲナー肉芽腫症	45. 副腎白質ジストロフィー																																																																					
6. 再生不良性貧血	26. 特発性拡張型（うっ血型）心筋症	46. 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）																																																																					
7. サルコイドーシス	27. 多系統萎縮症	47. 脊髄性筋萎縮症																																																																					
8. 筋萎縮性側索硬化症	(1) 線条体黒質変性症	48. 球脊髄性筋萎縮症																																																																					
9. 強皮症／皮膚筋炎及び多発性筋炎	(2) オリブ・橋小脳萎縮症	49. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎																																																																					
10. 特発性血小板減少性紫斑病	(3) シャイ・ドレーガー症候群	50. 肥大型心筋症																																																																					
11. 結節性動脈周囲炎	28. 表皮水疱（すいほう）症（接合部型及び栄養障害型）	51. 拘束型心筋症																																																																					
12. 潰瘍性大腸炎	29. 腫瘍性乾癬（のうほうせいがんせん）	52. ミトコンドリア病																																																																					
13. 大動脈炎症候群	30. 広範脊柱管狭窄（きょうさく）症	53. リンパ管筋腫症（LAM）																																																																					
14. ビュルガー病	31. 原発性胆汁性肝硬変	54. 重症多形滲出（しんしゅつ）性紅斑（急性期）																																																																					
15. 天疱瘡	32. 重症急性膵炎（すいえん）	55. 黄色靱帯（じんたい）骨化症																																																																					
16. 脊髄小脳変性症	33. 特発性大腿（だいたい）骨頭壊死症	56. 間脳下垂体機能障害																																																																					
17. クローン病	34. 混合性結合組織病	(1) PRL分泌異常症																																																																					
18. 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	35. 原発性免疫不全症候群	(2) ゴナドトロピン分泌異常症																																																																					
19. 悪性関節リウマチ	36. 特発性間質性肺炎	(3) ADH分泌異常症																																																																					
20. パーキンソン病関連疾患	37. 網膜色素変性症	(4) 下垂体性TSH分泌異常症																																																																					
(1) 進行性核上性麻痺（まひ）	38. プリオン病	(5) クッシング病																																																																					
(2) 大脳皮質基底核変性症	39. 肺動脈性肺高血圧症	(6) 先端巨大症																																																																					
(3) パーキンソン病	40. 神経線維腫症	(7) 下垂体機能低下症																																																																					

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院



がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10（2013年版）準拠」および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（N C C 監修）第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

保険金をお支払いする主な場合	
がん補償基本特約十がん通院保険金の対象期間延長特約（三大治療用）	がん診断保険金 保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金 がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院（日帰り入院を含む。）を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金 がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん通院保険金・がん通院延長保険金 がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院（日帰り入院を含みます。）を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡って60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ・がん通院延長保険金 がんと診断確定され、保険期間中に以下の条件を満たす三大治療*1のための通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ▶がん通院延長保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※がん通院保険金およびがん通院延長保険金は、がん入院保険金と重複してはお支払いできません。 ※がん通院保険金は、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院を含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、重複してはお支払いできません。 ※がん通院延長保険金は、がん通院保険金が支払われる日の通院（更新前契約で支払われる通院を含みます。）に対しては、重複してはお支払いできません。 *1 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。
	がん再発転移補償特約 がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。 ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。 *1 他の臓器に転移した場合に限ります。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。
抗がん剤治療補償特約	保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する毎月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものと取り扱います。 *1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医療診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣または総務大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。



介護補償（年金払介護）

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態*1となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間（10回）にわたり保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態*1の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約 十年金払介護補償特約	・第1回年金払介護補償保険金 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ・第2回以後年金払介護補償保険金 既に第1回年金払介護補償保険金支払われた場合で、てん補期間*1中の保険金支払基準日*2ごとに、保険の対象となる方が要介護状態*3に該当しているとき ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 (例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。) 上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。 *1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日*2まで）をいいます。 *2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。 *3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的 he 覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3等 *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態*4については、保険金のお支払対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。 *4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

※保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

〔独自基準追加型（要介護2）〕

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合							
介護補償基本特約＋公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約＋所定の要介護状態（要介護2用）の追加補償特約	保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合 ①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または 重大な過失 によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または 重大な過失 によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾病によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3							
	<table><tr><td>歩行</td><td>壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたたま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。</td></tr><tr><td>寝返り</td><td>ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。</td></tr><tr><td>入浴 その他の複雑な動作等</td><td>次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア、車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ、介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。</td></tr><tr><td>排せつ等日常生活上の一部の行為</td><td>次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア、自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ、歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ、洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。</td></tr></table>	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたたま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	入浴 その他の複雑な動作等	次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア、車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ、介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。	排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア、自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ、歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ、洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。
歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたたま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。								
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。								
入浴 その他の複雑な動作等	次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア、車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。） (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ、介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。								
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア、自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ、歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ、洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。								
	②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。 ・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) スポンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態であること。 ア、2つ以上の行為についてできない状態 イ、できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 ・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 (1) ひどい物忘れがある。 (2) まわりのことに関心を示さないことがある。 (3) 物を盗られた等と被害的になることがある。 (4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。 (5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。 (6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。 (7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。 (8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。 (9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。 (10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。 (11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。 (12) 目的もなく動き回ることがある。 (13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。 (14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。 (15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。 (16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。 (17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。 (18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。 (19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 (20) 食べられないものを口に入れることがある。 (21) 周囲が迷惑している性的行動がある。 (22) 自力で内服薬を服用できない。 (23) 金銭の管理ができない。 (24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。 (25) 現在の季節を理解できない。 (26) 今いる場所の認識ができない。 ▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知していた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。							



賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 自動車、電車、気動車、モーター等軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 *2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物等	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電気的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。 *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。



費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)	国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合 ■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合 ■不当な身体拘束による自由の侵害、口頭による表示または文書もしくは図画等での表示による名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合 ▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。 ※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。 *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。 *7 弁護士または司法書士をいいます。 *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。 *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。) ①婚姻意思*10を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3 ・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛 ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2 ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛 ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛 ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛 ・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3 ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合 ・保険契約または共済契約に関する原因事故*6 *1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。 *2 病気またはケガをいいます。 *3 損壊または盗取をいい、詐欺を含みません。 *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。 *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。) ①婚姻意思*7を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。 *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【マークのご説明】



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、
特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 * 1 を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください * 2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- 救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用)
- がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●教育継続支援特約

* 1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

* 2 1 契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定

この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中から選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。

5 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分 * 1 に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分 * 1 について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分 * 1 を解除することがありますのでご注意ください。

※医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1 告知義務」をご確認ください。

* 1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 弁護士費用等
生年月日	—	—	★	★	—
性別	—	—	★	★*1	—
職業・職務*2	—	—	—	—	—
健康状態告知*3	—	—	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等*4」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

*1 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

*2 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*3 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*4 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者*7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り。婚姻とは異なります。）。
a. 婚姻意思*8を有すること
b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していた事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*10。

●責任開始日*9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*11（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。
*9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

＜前記以外で、保険金をお支払いできない場合＞

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申しください。

*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。


4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等を行うことを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。


- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項



1 通知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

- すべての補償共通
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。
- がん補償
がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。また、ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。



2 解約される時

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求 * 1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
 - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間 * 2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
 - ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- * 1 解約日以降に請求することがあります。
* 2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。



3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。



4 満期を迎える時

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 補償共通
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【更新後契約の補償内容を縮小する場合】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと



1 個人情報の取扱い

- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
医療補償、がん補償、介護補償		

5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、パンフレット等をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者 * 1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - * 1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。

・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）



本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

**事故受付センター
（東京海上日動安心110番）**



0120-720-110

受付時間：24時間365日

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | |
|---|---|
| ☐ 保険金をお支払いする主な場合 | ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額） |
| ☐ 保険期間 | ☐ 保険料・保険料払込方法 |
| ☐ 保険の対象となる方 | |

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外の補償
☐ 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○	—
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 ☐ 保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *1 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○ *1	—
☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○	○

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

《お願い》 ⚠️「たいせつなこと」伝えます!

本制度は加入者の相互扶助により成り立っております。本制度を安定的に運営・維持していくためには、保険金支払件数や支払実績により、引受制限や、加入手続きを見合わせていただくことがあります。

お問い合わせは

ケガ・病気等の事故の際は、以下いずれかの方法でご連絡ください。

便利
です!

手続き方法①

スマートフォン

加入者票に
印字されている
QRコードから
請求可能です。

- 面倒なお電話でのやりとりも不要!
- いつでも、どこでも好きな時に請求可能!



又は

手続き方法②

マイページアプリ



スマートフォンでアプリを
インストールします。事故
のご連絡が可能です。

事故受付以外に…

- 保険の管理が可能

東京海上日動安心110番(24時間365日受付)

受付後、保険会社から請求手続き書類をご自宅に送付します。



0120-720-110

●取扱代理店 一般財団法人 大阪市職員互助会

 0120-491-054

<https://www.cityosaka-gojo.or.jp>

〒541-0054 大阪市中央区南本町四丁目1番10号DPスクエア本町10階
(平日9:00~17:30 ※土・日・祝・12/29~翌1/3を除く)

●引受幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 TEL 06-6203-0518

(ご意見・ご相談は) (担当) 関西法人営業部 公務チーム

〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12 淀屋橋東京海上日動ビルディング10階
(平日9:00~17:00 ※土・日・祝日はお休みさせていただきます。)

団体総合生活保険〔傷害補償〕

●引受非幹事保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社
※医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動の单独のお引き受けとなります。

その他の お知らせ

※現在のご契約について保険金のご請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、すぐに本パンフレット記載の取扱代理店までご請求方法につきご確認のご連絡をお願いします。なお、本パンフレットは2026年1月1日午後4時以降の補償内容です。それ以前の補償内容とは異なりますので、ご注意ください。

※なお、このパンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間終了時まで保管してご利用ください。

※加入依頼書は単票となっております。加入者票が到着するまでの間、加入依頼書をコピーいただくか、パンフレット等に加入内容を記録し、保管いただきますようお願いいたします。